

平成30年

6月農業委員会総会議事録

■日 時	2018年（平成30年）6月14日（木） 14：30～15：05	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（13名）</p> <p>（敬称略） 1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 山千代重榮 4 高橋 一隆</p> <p>（議席順） 6 小林 修 7 横田 武 8 久保 安治 9 福本 敏行 10 飯阪 保</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（1名）</p> <p>3 大谷 康之</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成30年6月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>まず、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>まず、事務局から本日の出席者について報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日の委員会に出席されております委員は13名でございます。</p> <p>したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>会議に入りますので、本日の議事録署名人は、13番、辻林委員さん、1番の西辻委員さんでございます。よろしくお願いをいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>6月の委員会議事日程に従いまして進めさせていただきます。議案第1号から第3号、報告第1号を御審議いただきます。</p> <p>2ページ、議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転5件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。</p> <p>議案第1号、番号1、坪井町の物件について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p>

許可を受けようとする土地の所在は、坪井町で、地目は、畑2筆、面積は、合わせて541平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約0.2キロメートル、車で約1分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は360日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺地域に迷惑をかけないよう営農しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の辻畑委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、ミカン栽培をしている農地であり、譲渡人に意思確認し、申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地でミカン栽培をする予定であることを確認いたしました、申請どおり問題ありません、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんですか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認め、議案第1号、番号1につきましては、許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号2、府中町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、府中町五丁目、地目は、田1筆、面積は、258平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約2キロメートル、車で10分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作

を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺地域の耕作に支障のないよう注意いたします、農薬の使用方法などについて、地域の防除基準に従いますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は保全管理されている農地であり、譲渡人が申請地を譲り渡すことに同意され、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であることを確認いたしましたので、申請どおり問題がありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認めまして、議案第1号、番号2につきましては、許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号3、福瀬町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、福瀬町で、地目は、畑1筆、面積は、525平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約0.03キロメートル、徒歩で約1分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺の農地に支障のないよう営農いたしますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の神倉推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地はクリの木などを栽培されている農地であり、譲渡人に意思確認し、申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であることを確認いたしました、申請どおり問題ありません、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認め、議案第1号、番号3につきましては、許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号4、5につきましては、関連がございますので、一括上程とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、4番、5番について、関連がございますので、一括して説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、万町で、地目は、田1筆、畑1筆、面積は、合わせて1,999平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約1.6キロメートル、軽トラックで約10分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は180日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地に支障のないよう農薬の使用に注意しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の大倉推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は野菜栽培されている農地であり、譲渡人が申請地を譲ることに同意し、譲受人が申請地で野菜栽培をする予定であることを確認いたしましたので、申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんですか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認め、議案第1号、番号4、5につきまして

は、許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件、使用貸借権設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、府中町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、府中町四丁目で、地目は田、面積は487平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、水道管などが埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道にあり、500メートル以内に2以上の公共施設等があり、3種農地と判断いたします。

転用目的は農家用住宅で、譲受人は、農業に従事するため親である譲渡人と同居するため、建築確認をとり申請地に建築するものです。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、今現在、畑であり、申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる、申請人両者に確認したところ、申請書の内容に間違いはなく、農業を今後も続けていくためにも子供夫婦と同居するための住居が必要になり農家住宅を建築すること、許可後速やかに転用し地目を変更すること、調査の結果から許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第2号、番号1については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第2号、番号2、仏並町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は、仏並町で、地目は、畑、面積は、88平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、2種農地と判断いたします。

転用目的は進入路としての転用であり、譲受人は、申請地の隣接地を所有しており、道路から乗り入れるためには申請地を通行する必要があるため、所有権移転し転用することです。

続きまして、地区担当の久保委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、今現在、既に碎石が敷かれてありますが、まだ進入路としては使用されてはいませんが、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められます、譲受人に確認したところ、農地法の転用許可を認知しておらず、申請地を既に奥にある自分の土地への進入路に使用するため碎石を敷いたとのこと、今回譲り受けることになり、農地転用の許可が必要と知り申請したとのこと、転用目的は申請内容どおり間違いなく、許可後速やかに転用し地目を変更することです、調査の結果から追認許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

なお、この件につきましては、久保委員からの報告にもありましたように、既に碎石を敷き詰め、農地法違反となっておりますが、許可権者である大阪府と協議いたしましたところ、この案件については農地区分が2種農地でありますことから、申請書に、農地法を理解してもらうため、申請者から始末書を添付させ、農業委員会の調査において周辺農地及び水路などへの影響がないようであれば、追認許可にて違法状態を解消する方向でお願いしたいとのことであります。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認め、議案第2号、番号2につきましては、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画8件を別表のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、浦田町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、浦田町で、地目は、田2筆、面積は、合わせて1,123平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の

別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の大倉推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は申請地でブドウ栽培をする予定であることを確認いたしました、申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それにつきまして異議、意見ございませんですか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認め、議案第3号、番号1については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号2、室堂町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件は、室堂町で、地目は、田2筆、面積は、合わせて1,443平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の横田委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は申請地で水稻栽培することを確認いたしました、申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんですか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認め、議案第3号、番号2につきましては、こ

のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号3、芦部町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、3番について説明させていただきます。

物件は、芦部町で、地目は、田1筆、面積は、991平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認を行い、申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。議案第3号、番号3につきましては、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号4、小田町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、4番について説明させていただきます。

物件は、小田町で、地目は、田1筆、面積は、1,153平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、タマネギ栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻位三雄推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、タマネギ栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意されており、借り手は申請地で作物を栽培することを確認いたしました、申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。議案第3号、番号4につきましては、このとおり決定する
ことといたします。

続きまして、議案第3号、番号5、室堂町の物件について、事務局の説明を求めま
す。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、5番について説明させていただきます。

物件は、室堂町で、地目は、田2筆、面積は、1, 143平方メートルでございま
す。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区
分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が
ないことを確認しております。

続きまして、地区担当の横田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手は申請地を貸すことに同
意され、借り手は申請地で水稻を栽培する予定であることを確認いたしました、申請
どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはござ
いませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

会 長

ただいまの説明につきまして異議、意見ございませんですか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。議案第3号、番号5につきましては、このとおり決定する
ことといたします。

続きまして、議案第3号、番号6、国分町の物件について、事務局の説明を求めま
す。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書8ページ、6番について説明させていただきます。

物件は、国分町で、地目は、田2筆、面積は、合わせて588平方メートルでござ
います。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農
地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が
ないことを確認しております。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は申請地で水稻を栽培することを確認いたしました、申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認め、議案第3号、番号6については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号7、久井町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書8ページ、7番について説明させていただきます。

物件は、久井町で、地目は、田4筆、面積は、2,392平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻井委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培後保全管理されている農地であり、貸し手に意思確認を行い、申請地を貸すことに同意されており、申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認め、議案第3号、番号7については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号8、阪本町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書8ページ、8番について説明させていただきます。

会 長	<p>物件は、阪本町で、地目は、田2筆、面積は、合わせて1,333平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認をいたしました、申請どおり問題はありませんと報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして意見、異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号8については、このとおり決定することといたします。</p> <p>続きまして、9ページ、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件を専決により受理したので、報告する。</p> <p>10ページを御参照ください。</p> <p>以上で、議案と報告について、予定されましたものは終了いたしました。</p>
-----	--

	<p>閉会時間15時05分</p> <p>上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。</p> <p>会 長</p> <p>委 員</p> <p>委 員</p>
--	---